

# NPO法人の 条例個別指定制度（案）

令和2年9月

登別市市民生活部市民協働グループ

# 目次

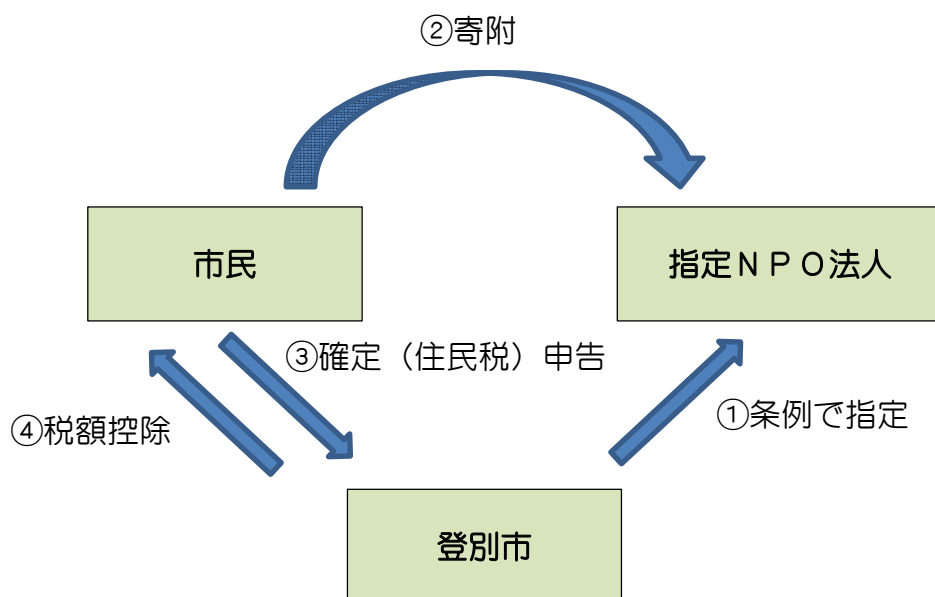
|   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 制度導入の背景                                 | 1  |
| 2 | NPO法人の条例個別指定制度の概要                       | 2  |
| 3 | 制度導入に当たって                               | 3  |
| 4 | 指定基準について                                | 4  |
| 5 | 条例個別指定制度の手続き等                           | 5  |
| 6 | 【参考】認定NPO法人について                         | 7  |
| 7 | 北海道指定条例と登別市指定条例（案）、<br>認定NPO法人制度との基準の比較 | 8  |
| 8 | 登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の<br>手続等に関する条例骨子（案）  | 12 |

## 1 制度導入の背景

平成23年6月の地方税法等の改正に伴い、それぞれの地方自治体が独自に条例でNPO法人を指定することによって、そのNPO法人に対する寄附金が個人住民税の寄附金控除の対象となる「条例個別指定制度」が新設されました。この制度は、NPO法人の活動の充実を目指し、市民がNPO法人に対し寄附をしやすい環境を整えるものです。

NPO法人は協働の重要なパートナーであり、また、寄附金はNPO法人の財政基盤を強化するうえで重要な収入源となりますが、本市のNPO法人は収入に占める寄附金の割合が全国平均に比べ低いことから、市民が寄附しやすい環境を整え、NPO法人の活動の充実を目指すため、指定の手续等に関する条例を制定します。

【条例個別指定制度のイメージ】



## 2 NPO法人の条例個別指定制度の概要

条例個別指定制度は、地方自治体の条例で指定されたNPO法人（以下「指定NPO法人」といいます。）に寄附をすると、寄附した住民の個人住民税に寄附金控除が適用される制度です。

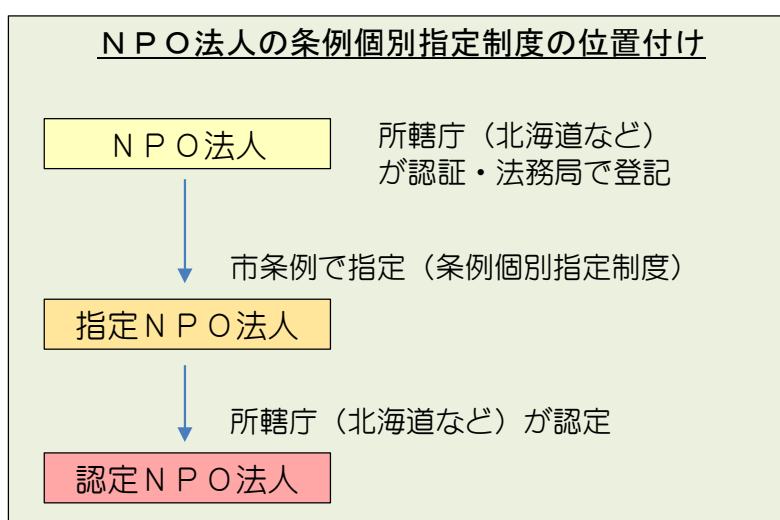
また、指定NPO法人になると、寄附に対する多様な税制優遇措置がある認定NPO法人への移行要件が緩和されます。

制度の導入は、各自治体（都道府県・市町村）の判断に委ねられており、指定の基準や手続も各自治体の条例等で定めることとなります。

本市では、多様化する市民ニーズに対応し、かつ、効率の良い公共サービスを提供するため、町内会やNPO法人など地域コミュニティと市が対等なパートナーとして「協働のまちづくり」を進めています。その担い手であるNPO法人の財政基盤を強化する仕組みとして、この制度を導入します。

### 【条例個別指定制度のメリット】

|         |   |
|---------|---|
| 個人寄附者   | <u>指定NPO法人への寄附金が個人住民税の控除の対象となります。</u><br>登別市民が登別市の指定NPO法人に寄附をすると、申告により、寄附金のうち2,000円を超える部分の6%が市民税から（道が指定している場合はさらに4%が道民税から）控除されます。 |
| 指定NPO法人 | <u>認定NPO法人となるための要件の一部を満たしたものと見なされます。</u>  |



### 3 制度導入に当たって

どのようなNPO法人を条例個別指定制度の対象とするかなど、制度の導入について、市内のNPO法人の活動や運営の状況を踏まえ、この案を作成しました。

#### 規定の整備等について

指定のための基準や申請の手続きなどを定めた条例（手続条例）を制定します。

手続条例の制定後、NPO法人から申請を受けて審査を行い、指定が妥当とされたNPO法人への寄附金を個人市民税の寄附金税額控除の対象とするため、指定するNPO法人を定める条例を制定します。

#### 基準などを設定する際に考慮したこと

##### ○ 公益性の高さや組織運営の健全性に着目

指定NPO法人に対する寄附により個人市民税が優遇されることから、本市（市民）にとって有益な活動を行い、健全な組織運営がなされている法人を指定の対象とする審査基準を設けています。

##### ○ 寄附金を受けにくい分野で活動をするNPO法人も対象となるよう配慮

寄附金の受領実績により公益性を評価しにくいNPO法人でも、公益性の高い活動を行っていれば指定の対象となるよう、幅広い基準を設定しています。

##### ○ 北海道の条例個別指定制度との整合も意識

都道府県も市町村と同様にNPO法人を条例で指定して税の優遇を行うことができ、北海道は既に同制度を運用していることから、登別市に合った独自の制度としつつも、北海道の制度との整合性に留意した制度としています。

#### 4 指定基準について

指定に当たっては、市内に主たる事務所を有する団体であって、市税の滞納がなく、活動に一定の公益性を求める「公益性要件」と組織運営面での健全性を判断する「基本的要件」に適合することを必要としています。これらの基準に適合するかどうか判定する期間（実績判定期間）は、新規申請の場合、直近5事業年度のうち任意の2事業年度とします。

##### 【その1】公益性に関する要件

次の①～⑥のいずれか1つに適合すること、かつ、⑦に適合することが必要

|   |   |
|---|---|
| <p>① 經常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が5%以上であること。<br/>※北海道の要件は10%以上。</p>           | <p>【「P S T基準」の緩和】<br/>市民から認知されにくい活動や一定の地域に根差して活動を行うN P O法人にとって、P S T基準を満たすことは難しいと考えられますので、緩和した基準を設定します。</p> |
| <p>② 寄附金の総額が年3,000円以上である寄附者の数が年平均25人以上であること。<br/>※北海道の要件は50人以上。</p>       |   |
| <p>③ 国、地方自治体等からの委託事業、補助金交付による事業を実施していること。</p>                             | <p>【登別市独自】<br/>公益性の高い事業を実施しているN P O法人を評価します。</p>  |
| <p>④ 市内において特定非営利活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が50人以上であること。ただし、実人数が10人以上であること。</p> | <p>【ボランティア活動実績】<br/>寄附以外の市民からの支援を評価できるようにするものです。</p>  |
| <p>⑤ 市民を対象としたその事業活動に係る催物を年2回以上開催し、かつ、参加者の延べ人数が50人以上であること。</p>             | <p>【一般市民を対象とした事業実施】<br/>一般市民を広く対象とした事業を公益性のある活動とみなし、指定の対象とします。</p>  |
| <p>⑥ 北海道から条例個別指定を受けていること。</p>   |   |
| <p>⑦ 市内における行政機関、企業、団体等との協働実績が各事業年度において1回以上あること。</p>                       | <p>【協働による特定非営利活動の展開】<br/>N P O法人が地域の課題解決に向けた活動を地域と一体となって実施していることを確認するための要件です。</p>                           |

## 【その2】基本的要件（組織運営に関する基準）

指定を受けるNPO法人は、事業活動の内容や財務状況等が適正であるとともに、市民に対して十分な情報公開を行うなど組織運営面での健全性が求められるため、認定NPO法人になるための認定の基準のうち次に挙げるものを基本的要件として準用します。

|                              |
|------------------------------|
| ① 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満 |
| ② 運営組織及び経理が適切                |
| ③ 事業活動の内容が適正                 |
| ④ 情報公開を適切に実施                 |
| ⑤ 所轄庁に事業報告書を提出               |
| ⑥ 法令違反、不正行為等がない              |
| ⑦ 設立の日から1年を超える期間が経過          |

指定を受けると、認定NPO法人の認定基準である「運営基準」と「PST基準」をいずれも満たすこととなります。このほか、暴力団など認定NPO法人の欠格事由に該当する法人は、指定を行わないものとします。

## 5 条例個別指定制度の手続き等

### （1）審査の方法

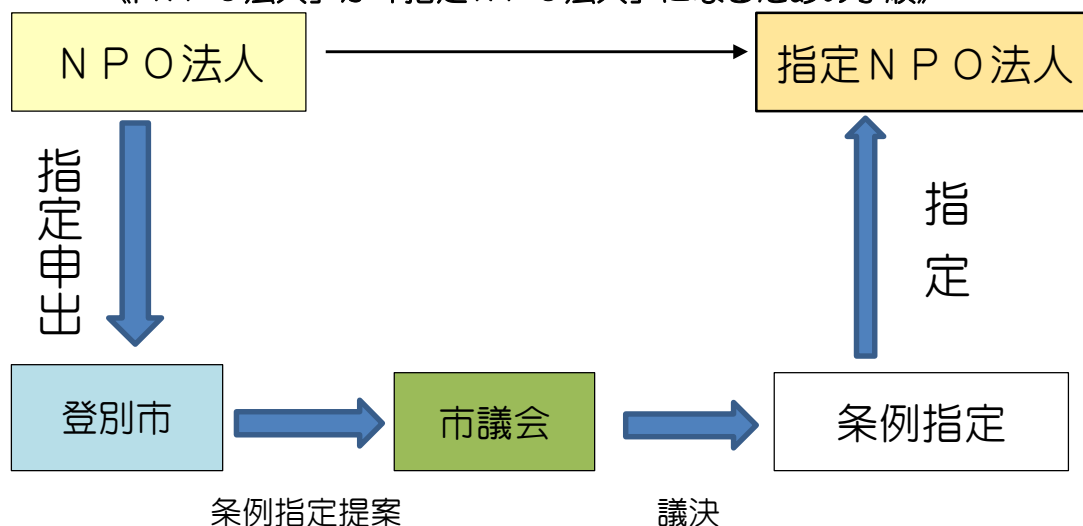
NPO法人から指定申出書等の提出があった場合、市で審査を行い、指定の手続を行うかどうかを決定します。審査は、書類審査を基本としますが、必要に応じて実態調査やヒアリングを実施します。

#### ●審査から指定までの手続きの流れ

条例による指定には市議会の議決が必要です。定例の市議会は年4回開催されますので、これに合わせて指定の実施は年4回とします。

なお、事前相談については、任意で行うことを想定しています。

#### 《「NPO法人」が「指定NPO法人」になるための手順》



《指定月別の申請期間など》

| 項目 | 事前相談（通年） |     |              |      |      |       |
|----|----------|-----|--------------|------|------|-------|
|    | 申請       | →   | 書類審査<br>実態調査 | 結果通知 | 議会提案 | 議会議決  |
| 時期 | 1月       | 2月  | 3月           | 4月   | 5月   | 6月指定  |
|    | 4月       | 5月  | 6月           | 7月   | 8月   | 9月指定  |
|    | 7月       | 8月  | 9月           | 10月  | 11月  | 12月指定 |
|    | 10月      | 11月 | 12月          | 1月   | 2月   | 3月指定  |

(2) 指定後の手続き等

|         |  |
|---------|--|
| 指定の有効期間 | 指定の日から5年とし、有効期間満了時は、更新による延長を可能とします。  |
| 報告義務    | 一般のNPO法人は毎事業年度、事業報告書等を提出しなければなりません。指定NPO法人は、これに加え、役員報酬等の規程、収益の明細などを毎事業年度、報告するとともに情報を広く公開することとします。  |
| 監督      | <p>① 報告・検査等<br/>指定NPO法人が法令等に違反したり、運営が著しく適正を欠いている疑いがある場合は、市長が報告を求めたり、立入検査を実施します。</p> <p>② 指定の取消し<br/>指定NPO法人が、偽りその他不正な手段で指定を受けた場合などには、指定NPO法人に該当しないこととする手続き（取り消し）を行います。</p> <p>また、指定基準に適合しなくなったとき、法令違反が認められたときなどには、取り消しを行います。</p> |



## 6 【参考】認定NPO法人について

指定NPO法人になると、寄附に対する多様な税制優遇措置がある認定NPO法人への移行要件のうち「PST基準」（下記参照）を満たしたものと見なされます。

### 【指定NPO法人の格上に当たる認定NPO法人とは？】

条例個別指定制度とは別に特定非営利活動促進法（NPO法）の基準に基づき認定NPO法人に認定されると、次のような税法上の優遇が受けられます。

|             |   |
|-------------|---|
| 個人が寄附をした場合  | 当該寄附金から2,000円を控除した金額に対し、40%（所得税）、6%（市民税）、4%（道民税）がそれぞれ控除 |
| 法人が寄附をした場合  | 一般寄附金の損金 <sup>※1</sup> 算入とは別枠で損金算入可能                    |
| 相続人が寄附をした場合 | 寄附した相続財産が非課税  |
| 認定NPO法人     | みなし寄附金制度 <sup>※2</sup> の活用が可能                           |

#### ※1 損金

法人税法上、資本等の取引によるものを除いた法人の資産の減少を来す原価・費用・損失の額をいい、法人税の算定基礎となる課税所得は、益金の額から損金の額を差し引いた額となります。

#### ※2 みなし寄附金制度

認定NPO法人自身が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額を寄附金とみなし、所得の50%又は年200万円のうちいずれか大きい金額が寄附金の損金算入限度額とされる制度です。

### 【認定NPO法人の要件となるPST基準とは？】

NPO法人が、広く一般市民から支持され、公益性を有すると判断されるための要件です。認定NPO法人になるためには、この基準①～③のうちいずれかを満たすことが必要です。

|                                     |
|-------------------------------------|
| ① 相対値基準：経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が20%以上 |
| ② 絶対値基準：3,000円以上の寄附者が年平均100人以上      |
| ③ 地方自治体が条例で個別に指定                    |

7 北海道指定条例と登別市指定条例（案）、認定NPO法人制度との基準の比較

登別市指定条例（案）の公益性要件については、認定NPO法人制度のPST基準から半分に緩和している北海道指定条例の公益性要件をさらに半分に緩和することで、市内のNPO法人が公益性要件を満たしやすくするとともに、NPO法人が多く、市民とともに取り組みを行っている、又は公益性の高い取り組みを行っていることを判断する項目を加えました。

基本的要件については、認定NPO法人の認定基準に準じた北海道指定条例と整合を図りながら、市税を滞納していないことを条件として付しています。

| 北海道指定条例(平成25年10月施行) |   | 登別市指定条例（案） |  | 認定NPO法人制度 |  |
|---------------------|---|------------|--|-----------|--|
| 公益性要件               | ①～③のうちいずれかに適合すること                             | 公益性要件      | ※①～⑥のいずれか1つに適合、かつ、⑦に適合すること                                       | PST基準     | ①～③のうちいずれかを満たすこと                         |
|                     | ① 実績判定期間における経常収入金額に占める寄附金等収入金額の割合が、10%以上であること |            | ①経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が5%以上であること                              |           | ① 経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が、20%以上であること    |
|                     | ② 寄附金の総額が年3,000円以上である寄附者の数が年平均50人以上であること      |            | ②寄附金の総額が年3,000円以上である寄附者の数が年平均25人以上であること                          |           | ② 寄附金総額年3,000円以上である寄附者の数が、年平均100人以上であること |
|                     | ③ 市町村条例で個別指定したNPO法人は、公益性要件を満たしていると取扱う         |            | ③国、地方自治体等からの委託事業、補助金交付による事業を実施していること                             |           | ③ 都道府県又は市町村の条例で個別指定を受けていること              |
|                     |   |            | ④市内において特定非営利活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が50人以上であること。ただし、実人数が10人以上であること |           |  |
|                     |   |            | ⑤市民を対象としたその事業活動に係る催物を年2回以上開催し、かつ、参加者の延べ人数が50人以上であること             |           |  |
|                     |   |            | ⑥北海道から条例個別指定を受けていること   |           |  |
|                     |   |            | ⑦市内における行政機関、企業、団体等との協働実績が各事業年度において1回以上あること                       |           |  |
| 住民周知・住民参加に関する要件     | (1)、(2)の両方を満たすこと                              | —          | —  | —         | —  |
| (1)周知・参加            | ④～⑦のうちいずれかに適合すること                             |            |  |           |  |
|                     | ④ 事業活動に関する情報を新聞等を通じて道民に対して各事業年度において2回以上提供したこと |            |  |           |  |
|                     | ⑤ 事業活動を周知するため自ら発行した広報資料を各事業年度において道内           |            |  |           |  |

|            |   |                   |                   |
|------------|---|-------------------|-------------------|
|            | 5以上の公共施設その他道民が利用する施設に必要数置いたこと   |                   |                   |
|            | ⑥ 道民を対象としたその事業活動に係る催物を各事業年度において2回以上開催し、かつ、これらの催物の一般参加者の延べ人数が50人以上であること  |                   |                   |
|            | ⑦ 道内における事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が各事業年度において50人以上であること(かつ実従事人数が10人以上)   |                   |                   |
| (2)他機関との協働 | 道内における行政機関、企業、団体等との協働実績が各事業年度において1回以上あること   |                   |                   |
| 基本的要件      | (1)～(8)すべてに適合すること   | (1)～(9)すべてに適合すること | (2)～(8)すべてに適合すること |
| (1)活動地域    | 道内に主たる事務所を有すること   | 市内に主たる事務所を有すること   | —                 |
| (2)活動対象    | 実績判定期間における事業活動のうち、<br>①～④の活動の占める割合がいずれも100分の50未満であること<br>① 会員等に対する資産の譲渡等、会員等の相互交流など会員等が対象である活動<br>② 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動<br>③ 特定の著作物又は特定の者に関する活動<br>④ 特定の者の意に反した活動 | 同左                | 同左                |
| (3)運営組織・経理 | ①～⑤のいずれの基準にも適合していること<br>① 各役員について、次のア、イの数の役員の役員総数に占める割合が、それぞれ3分の1以下であること<br>ア 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数<br>イ 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループ         | 同左                | 同左                |

|         |   |    |    |
|---------|---|----|----|
|         | <p>の人数</p> <p>② 各社員の表決権が平等であること</p> <p>③ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること</p> <p>④ 不適切な経理を行っていないこと</p> <p>⑤ 法人の運営又は業務の執行のための職員をその主たる事務所に1名以上配置していること</p>  |    |    |
| (4)事業活動 | <p>①～④のいずれの基準にも適合していること</p> <p>①次に掲げる活動を行っていないこと<br/>ア 宗教活動<br/>イ 政治活動<br/>ウ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記①の活動を行う者又は特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p> <p>③ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費が総事業費に占める割合が80%以上であること</p> <p>④ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額の割合が70%以上であること</p> | 同左 | 同左 |
| (5)情報公開 | <p>①～④の書類をその事務所において閲覧させること</p> <p>① 事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>② 各指定の基準に適合する旨及び欠格</p>  | 同左 | 同左 |

|               |  |               |    |
|---------------|--|---------------|----|
|               | <p>事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項等を記載した書類</p> <p>④ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p> |               |    |
| (6) 事業報告書等の提出 | 各事業年度において、事業報告書を所轄庁に提出していること   | 同左            | 同左 |
| (7) 不正行為等     | 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと  | 同左            | 同左 |
| (8) 設立後経過期間   | 指定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立後1年を超える期間が経過していること  | 同左            | 同左 |
| (9) 市税滞納      | —  | 市税の滞納をしていないこと | —  |

7 登別市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例骨子（案）  
（※規則等で定める予定の事項も記載しています）

1 趣旨

この条例は、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人（以下「指定NPO法人」という。）を定めるための手續等に関し、必要な事項を定めるものとします。

2 申出

指定NPO法人を目指す法人は、下記3に示す基準に適合する旨を説明する書類等を添付した申出書を市長に提出することとします。

3 指定手續を行うために適合すべき基準等

市長は、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合すると認めるときは、指定NPO法人を条例で定めるために必要な手續を行うものとします。その実績判定期間は、直近5事業年度のうち任意の2事業年度（新規申請時）とします。

(1)公益性要件（ア～カのいずれか1つに適合、かつ、キに適合すること）

ア 経常収入金額のうち、寄附金等 収入金額の占める割合が5%以上であること

イ 寄附金の総額が年3,000円以上である寄附者の数が年平均25人以上であること

ウ 国、地方自治体等からの委託事業、補助金交付による事業を実施していること

エ 市内において特定非営利活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が50人以上であること。ただし、実人数が10人以上であること

オ 市民を対象としたその事業活動に係る催物を年2回以上開催し、かつ、参加者の延べ人数が50人以上であること

カ 北海道から条例個別指定を受けていること

キ 市内における国、地方自治体、他の団体との協働事業を各事業年度に1回以上実施していること

(2)基本的要件（ア～ケすべてに適合すること）

ア 登別市内に主たる事務所を有すること

イ 実績判定期間における事業活動のうち、次の(ア)～(エ)の活動の占める割合がいずれも100分の50未満であること

(ア)会員等に対する資産の譲渡等、会員等の相互交流など会員等が対象で

ある活動

- (イ) 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- (ウ) 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- (エ) 特定の者の意に反した活動

ウ 次の(ア)～(オ)のいずれの基準にも適合していること

(ア) 各役員について、次の a、b の数の役員の役員総数に占める割合が、それぞれ 3 分の 1 以下であること

a 役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数

b 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数

- (イ) 各社員の表決権が平等であること
- (ウ) 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第 5 3 条～第 5 9 条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
- (エ) 不適切な経理を行っていないこと
- (オ) 法人の運営又は業務の執行のための職員をその主たる事務所に 1 名以上配置していること

エ (ア)～(エ)のいずれの基準にも適合していること

(ア) 次に掲げる活動を行っていないこと

- a 宗教活動
- b 政治活動
- c 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動

(イ) 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記(ア)の活動を行う者又は特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと。

(ウ) 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費が総事業費に占める割合が 80%以上であること

(エ) 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額の割合が 70%以上であること

オ (ア)～(エ)の書類をその事務所において閲覧させること

(ア) 事業報告書等、役員名簿及び定款等

(イ) 各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

(ウ) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細

その他資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項等を記載した書類

(I) 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類

カ 各事業年度において、事業報告書を所轄庁に提出していること

キ 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

ク 指定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立後1年を超える期間が経過していること

ケ 市税の滞納をしていないこと

#### 4 指定手続を行わない場合（欠格事由）

次のいずれかに該当するNPO法人については、条例個別指定のために必要な手続を行わないものとします。（認定NPO法人の欠格事由と同様の考え方によります。）

(1) その役員のうち、次のいずれかに該当する者がある法人

ア 条例個別指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその指定の取消しの日から5年を経過しないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 特定非営利活動促進法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）若しくは北海道暴力団の排除の推進に関する条例（平成22年北海道条例第57号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 暴力団の構成員等

(2) 条例個別指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人

(3) 定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反し



ているもの

- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しないもの
- (6) 次のいずれかに該当するもの
  - ア 暴力団
  - イ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

## 5 審査

登別市は、条例個別指定の申請があった場合には、その内容が上記3の基準を満たしているか審査します。審査を行うにあたり、必要に応じて、現地確認を実施します。

## 6 指定の更新の申出

指定有効期間（5年間）経過後も引き続き指定を受けようとする場合は、一定の期間内に更新の申出を行うこととします。

## 7 条例個別指定の決定

市は、審査の結果、3の基準に適合すると認められた場合は、議会の議決を経て条例により指定NPO法人として指定します。条例には、指定NPO法人として個別の法人名称及び主たる事務所の所在地、指定期間が明記されます。

## 8 変更等の届出

指定NPO法人は、役員、定款、事務所の所在地、又は事業の概要を変更した場合や指定後に指定NPO法人でないものと合併した場合には、市長にその旨を届けなければならないこととします。

## 9 実績報告書等の閲覧等

指定NPO法人は、役員報酬等の規程や収益の明細等の書類を市内の事務所に備え置くこととします。また、請求があった場合は、これらの書類や事業報告書、指定の基準に適合することを説明する書類等を閲覧させなければなりません。

## 10 書類の提出と公開

指定NPO法人は、毎事業年度に1回、事業報告書、役員報酬等の規程、収

益の明細等を市長に提出しなければならないこととします。また、助成金の支給や海外への送金等については、その都度、実績等を記録した書類を提出しなければならないなりません。

また、市長は、第三者から請求があった場合、これらの書類や指定の基準に適合することを説明する書類を閲覧又は謄写させなければならないこととします。

さらに、指定NPO法人は、毎事業年度に1回、当該指定NPO法人及びその事業の概要報告書を作成の上、市長に提出し、市長は、これをインターネット等で公表することとします。

## 11 報告及び検査

市長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、指定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は職員に、当該指定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができることとします。

## 12 勧告及び命令

市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、法人に対し、改善のために必要な措置を採るべき旨を勧告し、それに従わないときは、命令できることとします。この場合、勧告又は命令の内容について、インターネット等により公表することとします。

- (1) 法令又はこの条例の規定に定める必要な届出等を怠ったとき。
- (2) 3の(2)の基本的要件の一部に適合しなくなったとき。
- (3) 上記11の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- (4) 法令又は法令に基づく行政庁の処分に違反したとき。

## 13 事業の停止

市長は、特定営利活動以外の事業から生じた利益を特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該指定NPO法人に対し、当該事業の停止を命ずることができることとします。また、この場合、市長は、命令の内容について、インターネット等により公表することとします。

## 14 指定の取消し

- (1) 市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するとき、指定の取消しのために必要な手続を行うこととします。

- ア 主たる事務所が本市内に存在しなくなったとき。
- イ 上記4の欠格事由のいずれかに該当するとき。
- ウ 偽りその他不正の手段により指定又は指定の有効期間の更新を受けたとき。
- エ 更新申出期間中、申出がなかったとき。
- オ 更新申出があった場合において、基準に適合しないとき。
- カ 合併の届出をした場合において、基準に適合しないとき。
- キ 正当な理由がなく、12の命令に従わないとき。
- ク 指定NPO法人から指定の取消しの申出があったとき。
- ケ 指定NPO法人が解散したとき。

(2)市長は、指定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うことができるものとします。

- ア 法令又はこの条例の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- イ 上記3の(2)の基本的要件の一部に適合しなくなったとき。
- ウ この条例の規定に違反して必要な書類の閲覧、備え置きをせず、又は虚偽の公表、記載等をしたとき。
- エ 11の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- オ 法令又は法令に基づく行政庁の処分違反したとき。
- カ 正当な理由なく、条例に基づく命令に従わないとき。